

新たな指名停止要領の制定（お知らせ）

令和 2 年 4 月 1 日に新指名停止要領が施行されます。
現行の指名停止要領は令和 2 年 3 月 3 1 日に廃止されます。

新たな要領の概要

1 追加・明確化した事項

- ① 落札決定後から契約締結前までに指名停止となった場合、当該登録業者とは契約を締結しないことに改めました。（第 3 条第 4 項）
- ② 宮城県に対し、談合等の有力情報を提供するなど協力した登録業者は指名停止期間を短縮することを明記いたしました。（第 5 条第 1 0 項）
- ③ 指名停止となった登録業者の社名等を公表することや合併、分割、営業譲渡時等による指名停止効力の承継等を明記いたしました。（第 6 条，第 1 4 条）
- ④ 独占禁止法違反業者として、公正取引委員会から公表された場合は、行政処分（課徴金納付命令や排除措置命令）の有無にかかわらず指名停止措置の対象としました。（別表 2 4，9）
- ⑤ 独占禁止法第 1 9 条（不公正な取引方法の禁止）違反に係る措置要件を追加しました。（別表 2 5）

2 分かりやすさの向上

新たな要領は、措置要件を細分化するなどできる限り詳細に規定し、より分かりやすい制度としました。

3 指名停止の期間の設定について

原則として、宮城県発注案件、他機関発注案件（県内、県外）の 3 段階で設定しました。

- ◎ 法令等の遵守はもとより、入札・契約制度に違反し、指名停止とならないようお願い申し上げます。

※指名停止制度とは

不正又は不誠実な行為を行った入札参加登録業者について、一定期間入札参加を認めないこととするものです。